

国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金規則

平成23年12月19日 制定
令和6年3月28日 最終改正

(設置)

第1条 国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人京都教育大学教育研究支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 この基金は、高い倫理観や使命感を持ち、優れた資質・能力を有する教員を始めとして、広く地域社会に貢献する人材を育成するため、学生への修学支援及び教育研究の振興を図ることを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる寄附金及びその運用益をもって構成する。

- 一 本学に関する故人又は遺族の遺志に基づき寄附された寄附金
- 二 京都教育大学120周年記念事業で寄附された寄附金
- 三 社団法人京都教育大学同窓会の法人解散に伴って寄附された寄附金
- 四 経済的支援を必要とする学生のために寄附された寄附金
- 五 本学の教育研究の振興のために寄附された寄附金

(基金原資)

第4条 基金原資は、第3条第一号から第三号までの寄附金とする。

- 2 事業資金を、基金原資へ繰り入れることができる。
- 3 原則として、基金原資は取り崩さない。

(事業資金)

第5条 事業資金は、第3条に定める基金の運用益並びに同条第四号及び第五号で定める寄附金をもって充てる。

(学生への修学支援事業)

第6条 第3条第四号に掲げる基金の使途は、経済的支援を必要とする学生への修学支援事業とし、使途を変更することはできない。

- 2 学生への修学支援事業として第3条第四号に掲げる基金から貸与を実施した場合の償還金は、第3条第四号に掲げる基金に帰属するものとする。

(教育研究振興関係事業)

第6条の2 第3条第五号に掲げる基金の使途は、次に掲げる事業とする。

- 一 学生の就職活動に対する支援事業
- 二 学生の課外活動及び自主研究に対する支援事業
- 三 学生の社会的活動（ボランティア等）支援事業
- 四 学生の国際交流活動推進支援事業
- 五 教育研究活動推進支援事業
- 六 その他学長が特に認めた事業

(運用益)

第6条の3 基金の運用益は、事業計画に基づいて第6条及び第6条の2の事業それぞれ又はいずれかに充当する。ただし、第3条第四号に掲げる基金の運用益は、第6条の事業に充当するものとし、他の使途に変更することはできない。

(管理運営)

第7条 次の各号に掲げる基金の管理運営に関する事項は、役員会において審議する。

- 一 基金の管理に関する基本的な事項
- 二 基金による事業計画に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 基金への寄附金の募集に関する事項
- 五 その他基金の管理・運営に関する事項

(予算及び決算の区分)

第8条 基金及びその運用益による予算及び決算は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 一 基金原資
- 二 第3条第四号に定める寄附金
- 三 第3条第五号に定める寄附金

(基金の取扱い)

第9条 基金に係る寄附の受入決定に当たり、寄付者があらかじめ使途を特定しない場合においては、第3条第五号に定める寄附金として取り扱うものとする。

2 基金に係る寄附金の取扱いは、この規則に定めがある場合を除くほか、国立大学法人京都教育大学寄附金取扱規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 「京都教育大学教育・研究振興基金の運用に関する内規」(平成9年10月15日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則 (令和5年規程第107号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。